



# 給水装置工事の申請について



- (1) 給水装置工事許可までの流れ
- (2) 申請書類について
- (3) 各工事の申請と設計
- (4) 道路占用申請について

## (1) 給水装置工事許可までの流れ



## (2) 申請書類について

### ■ 必要書類（共通）

- ①給水装置工事申込書兼設計審査申請書
- ②給水装置台帳（A 3）
- ③工程表（3枚複写）
- ④位置図

### ■ その他

- ・ 公図
- ・ 念書（各種）
- ・ 寄付採納願
- ・ 代理人届
- ・ 水理計算書
- ほか

## 給水装置工事申込書兼設計審査申請書

(申込先) 佐久水道企業団企業長 年 月 日

佐久水道企業団水道条例が給水契約の内容となることに同意し、同条例により次のとおり給水装置工事を申し込みます。

工場 事 所											事由	<input type="radio"/> 新築	<input type="radio"/> 改築	<input type="radio"/> 増築	<input type="radio"/> 解体
申込者 (所有者)	給水装置工事の申請、施工及び納付等の一切を下記指定給水装置工事業者に委任します。										〒	(TEL - - )		氏名	Ⓜ
	住所											氏名			
使用者 □申込者と同じ											氏名				
給水装置 工事の種 別	新設			改造		撤去		修繕			用途	01 家庭	02 営業	03 工場	
	1. 新設	2. 移動	3. 移動口変	7. 臨時	8. その他	4. 改造	5. 改造口変	6. 撤去	9. 修繕	04 官学	05 病院	08 臨時	00 農業		
移動元(先) 住 所											移動元(先)の お客様番号				
利害関係 人の同意	家屋住	所有者	住所								氏名	Ⓜ			
	土地	所有者	住所								氏名	Ⓜ			
	分岐 用意	住所								氏名	Ⓜ				
		住所								氏名	Ⓜ				
		住所								氏名	Ⓜ				
指定給水装置 工事事業者	住 所 事業者名										Ⓜ				
主任技術者	交付番号										氏名				
※	納入金	量水器口径	mm	加入金	円	領収									
□増径有	設計審査料	円	計												
※	お客様番号	口径	用途	水系	事業区分										
※	工事場所	番地	給水区	業者	受水槽										
録	しゅん工予定	量水器取付予定	許可年月日												
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	No.											
申込 兼設計 審査	技術管理者	課長	係長	主任	係	図面	審査	分水取出し	箇所						
								登録	受付番号						

**令和5年4月から申請様式が変わります  
(旧様式も使用できます)**

- 1 申込者
- 2 押印は不要になりました  
同一なら申込者と同じに☑
- 3 移動・移動口変  
の場合に記入
- 4 必要に応じて
- 5 工事事業者

佐久水道企業団水道条例が給水契約の内容となります。

内容については、佐久水道企業団ホームページをご覧ください。  
( <http://www.sakusuidou.or.jp/> )

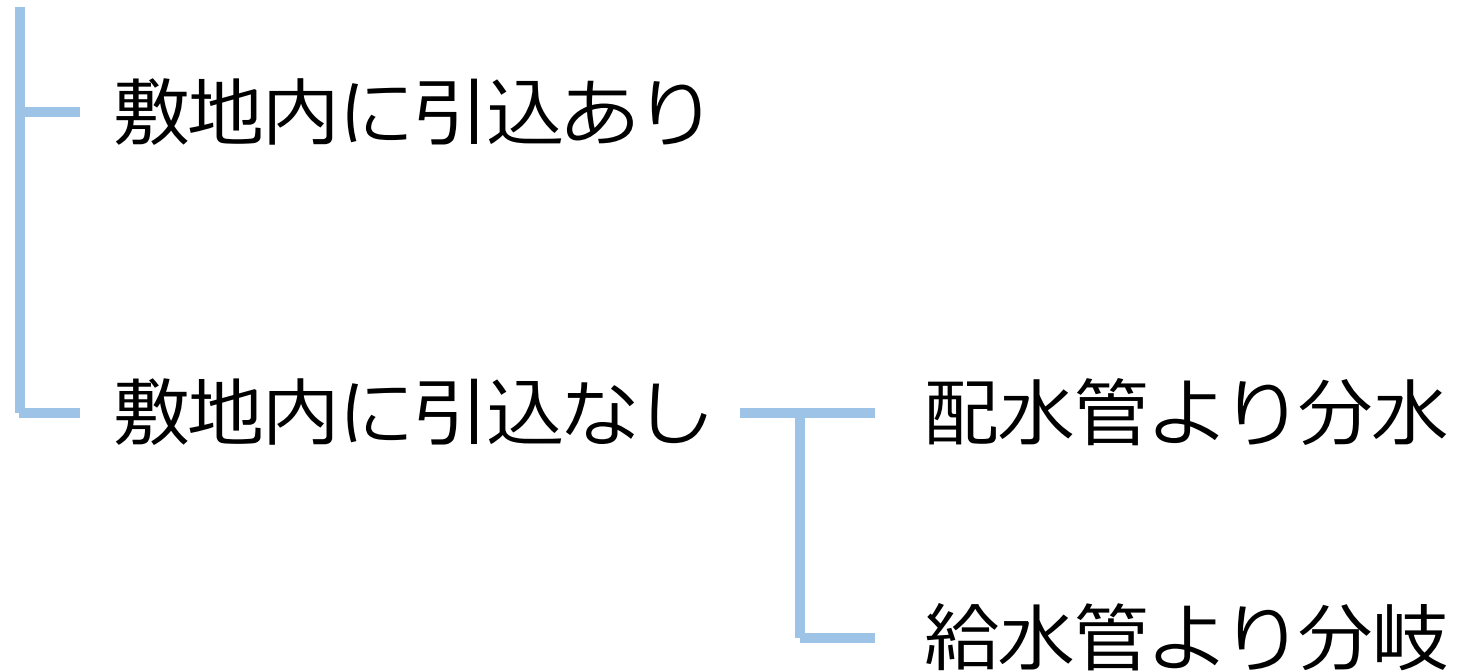
**新様式で裏面はなくなりましたが、佐久水道企業団水道条例が給水契約の内容となることを、お客様に必ずお伝えください。**





## (3) 各工事の申請と設計

### ■ 新設工事





▶ 敷地内に引込あり

- ①現地調査にて引込位置を確認
- ②引込口径を図面と現地で確認

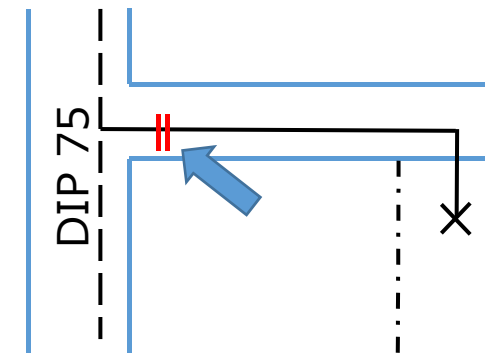
▶ 敷地内に引込なし

■ 配水管より分水

- ①分水取出料 8,000円（施工後）
- ②道路占用申請（給水工事許可後）
- ③寄付採納願（縦断の場合）

- ④  $\phi 30 \sim \phi 50$ は青銅仕切弁  
 $\phi 25$ はプレイングートバルブ設置

※公道上を $\phi 50\text{mm}$ で縦断する  
場合は配水管ポリエチレン管  
(HPPE管)を使用のこと。



▶ 敷地内に引込なし

■ 給水管より分岐

①管末で水量が確保できるか（水理計算必要）

②布設者から分岐の承諾を得る。

寄付管                      → 施行事前調整済念書

寄付のない管              → 分岐同意

③道路占用申請（給水工事許可後）

④寄付採納願（縦断の場合）

※分岐同意、土地同意が必要な場合は  
必ず本人に署名捺印していただいでください。

## ■ 改造工事

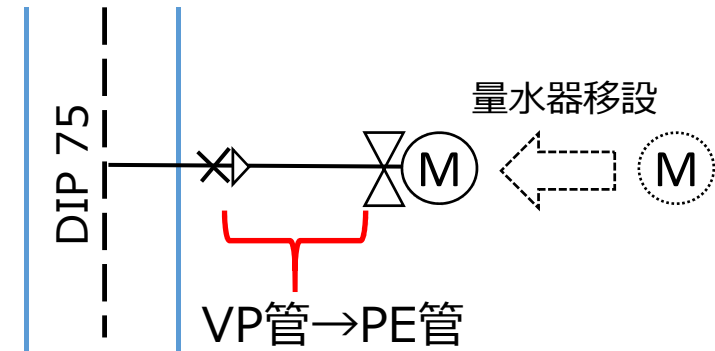
### ▶ 建替え

① 工事申込者 = 所有者

② 量水器手前の配管の交換

③ 量水器は官民界より 2 m以内に移設

移設できない場合 → 量水器手前管理念書



### ▶ 量水器口径の増径

① 施主への確認 → 毎月の基本料金が上がります。

② 既設管の口径を確認

量水器口径は引込管の口径以下である必要あり

③ 量水器前後0.5m以上は同口径

## ■ 移動・移動口変

### ■ 移動・移動口変（移動先）

① 工事申込者 = 所有者

② 加入金は免除

ただし、加入口径増径で加入金の差額を負担していただく場合があります。

### ■ 撤去申請（移動元）

① 廃止届

② 「サドル止め」または「チーズ撤去」が原則

※ 水質管理上及び漏水の防止を目的  
止水箇所の写真を提出

③ 今後敷地内の建設計画があり

やむを得ず止水栓を残す場合 → 分岐非撤去念書

## ■ 分譲地（その他工事）

### ▶ 申請書類

- ①水理計算書（末端止水栓まで）
- ②寄付採納願（分譲地内道路が公道になる場合）
- ③分譲地内連合線念書（分譲地内道路が公道にならない場合）
- ④地積測量図（分譲計画図でも可）

### ▶ 設計・施工

- ①分譲地内道路に青銅仕切弁設置
- ②管末に排泥を設置
- ③止水栓までロケーティングワイヤー布設
- ④権利持分のない道路から引込はしない

## ■ 集合住宅（各戸直圧）

### ▶ 申請書類

- ①申請書は各戸分
- ②水理計算書（末端量水器まで）
- ③アパート台帳 → 2戸以上は必要となります。
- ④量水器手前管理念書（各部屋の近くに量水器設置時）
- ⑤総代人届（施主がそこに住まない場合）
- ⑥ 2階の配管は緑色で書いてください

### ▶ 設計・施工

- ①開閉防止機能付き伸縮止水栓を取付
- ②量水器設置位置 → 常に検針が可能な場所
- ③官民界に青銅仕切弁設置
- ④伸縮止水栓までロケーティングワイヤー布設

## ■ 受水槽施設

### ▶ 申請書類

- ①計画使用水量算定書
- ②受水槽の仕様書
- ③定流量弁の仕様書
- ④貯水槽台帳（竣工時まで）

### ▶ 設計・施工

- ①定流量弁の設置 → 量水器適正流量範囲内
- ②逆流防止弁の設置
- ③適正な吐水口空間の確保
- ④容量は計画一日使用水量の  $4/10 \sim 6/10$
- ⑤直圧給水栓の設置（メンテナンス用）

## 飲食店、美容室等の店舗及び 病院・老人ホーム

- ▶ 常に水を使用するため使用量が多く、特殊な器具などを設置する施設

直圧の場合 → 「受水槽非設置」の誓約書

量水器40mm以上の場合 → 計画使用水量算定書

特殊器具の設置 → 仕様書またはカタログ



## ■ 解体工事

### ▶ 申請書類

- ① 工事種別 権利を残す場合 → 改造  
権利を廃止する場合 → 撤去
- ② 廃止届 権利を廃止する場合
- ③ 念書 「サドル止め」または  
「チーズ撤去」が原則

やむを得ず引込を残す場合 → 分岐非撤去念書

### ▶ 設計・施工

- ① 止水箇所の写真を提出

## ■ 臨時（一時的に使用する場合）

### ■ 条件

①設置期間は1年以内

②臨時工事と撤去工事を同時に申請する。

③月額基本料金2,700円+従量料金500円/m<sup>3</sup>+消費税

### ▶ 申請書類

①撤去には廃止届を添付

### ▶ 設計・施工

①止水箇所の写真を提出

## (4) 道路占用申請について①

### ■ 道路管理者との事前協議事項

①復旧方法

②復旧範囲

③埋設深度

(佐久市、佐久穂町は場所によって  
埋設深度1.0mを認めています。)

※道路舗装復旧事前協議記録

※掘削箇所の写真を持参し、協議を行うことを  
お勧めします。

※担当者の所属、氏名、協議日時を記録して  
ください。

## 道路占用申請について②

### ■ 必要書類

- ①申請書（各自治体指定書式）
- ②位置図
- ③公図
- ④道路復旧図（平面・断面・復旧断面図）
- ⑤写真
- ⑥給水装置工事許可証（コピー）
- ⑦道路占用許可手続に関する委任書（縦断）

※佐久水道企業団名で申請します。

※国・県道3部、市町道2部をご用意ください。

## 道路占用申請について③

### ■ 復旧図の変更点

① 佐久市道（施行指針 P 23）

仮復旧の表層 粗粒度 → 密粒度



ご清聴ありがとうございました。



佐久水道企業団 給水課 給水係

審査担当